

国立市都市計画マスタープラン改訂業務支援委託プロポーザル 実施要領

1 業務概要

(1) 名 称 国立市都市計画マスタープラン改訂業務支援委託プロポーザル

(2) 目 的

本プロポーザルは、国立市都市計画マスタープランの改訂を令和6年度から令和8年度に実施するにあたり、業務支援の委託事業者を選定するために行う。

(3) 業務の内容

別紙、仕様書「1.1 業務内容」を参照。

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月10日まで。

2 委託上限額

令和6年度 3,915,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7、8年度 34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定スケジュール

令和6年 8月29日（木）	参加申込書等受付開始 参加申込に係る質問受付開始 企画提案書等に係る質問受付開始
9月 5日（木） 17時	参加申込に係る質問受付締切
9月 9日（月）	参加申込に係る質問回答期限
9月12日（木） 17時	参加申込書等受付締切
9月19日（木）	参加資格審査結果通知書送付 ※申込者多数の場合は、一次審査結果通知
9月26日（木） 17時	企画提案書等に係る質問受付締切
9月30日（月）	企画提案書等に係る質問回答期限
10月 8日（火） 17時	企画提案書等提出締切
10月15日（火）	第二次審査（プレゼンテーション審査）
10月25日（金）	第二次審査結果通知書送付、候補者決定

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 国立市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成7年9月国立市訓令（甲）第37号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4で規定する団体に該当しない者であること。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 当該事業に関するノウハウや、関連事業についての知見を有し、かつ、事業の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 法人及びその役員が、国立市暴力団排除条例（平成25年条例第42号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

6 情報公開及び情報の提供

提出書類は国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例35号）の規定に基づく情報開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、同条例に規定する非開示情報（例：法人等に関する情報であって、開示することにより、法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報）は非開示とする。

7 質問の受付及び回答

本実施要領に関し不明な点がある場合は、記入した質問書【様式5-1】【様式5-2】を電子メールに添付し、下記まで送信する。

(1) 参加申込に係る質問【様式5-1】

- ア 質問期間 令和6年8月29日（木）～9月5日（木）17時まで
イ 宛 先 国立市役所都市整備部都市計画課都市計画係
電子メール：sec_toshikei@city.kunitachi.lg.jp
ウ 回 答 質問者名を伏せてホームページ上で公開する。

(2) 企画提案書等に係る質問【様式5-2】

- ア 質問期間 令和6年8月29日（木）～9月26日（木）17時まで
イ 宛 先 国立市役所都市整備部都市計画課都市計画係
電子メール：sec_toshikei@city.kunitachi.lg.jp
ウ 回 答 質問者名を伏せてホームページ上で公開する。

8 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により申込みをする。

- (1) 提出期限 令和6年9月12日（木）17時まで
- (2) 提出書類（次のものを各1部）
 - ア 参加申込書【様式1】
 - イ 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）
 - ウ 業務実績調書【様式2】
 - ・会社の実績として、過去5年間に履行した都市計画マスタープラン策定（改訂を含む）業務について記載すること。
 - ・契約年度が新しいものから順に記載すること。
 - エ 業務実施体制【様式3】
 - オ 配置予定技術者の実績調書【様式4】
 - カ 様式2及び様式4に記載した実績等を証する書類の写し
 - キ （該当がある場合）審査基準に定める会社の体制を証明する書類の写し
- (3) 提出方法 持参または郵送（提出期限内必着）による。
- (4) 提出先 〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
国立市役所都市整備部都市計画課都市計画係

9 企画提案書等の提出

前記「8 参加申込書等の提出」による申込みをした者のうち、参加資格を有すると認められた者（※申込者多数の場合は、一次審査を通過した者）は、次により企画提案書を作成し、提出する。作成にあたっては、企画提案書作成要領（別紙）を参照のうえ、提出する。なお各書類作成に当たっては、見積書、内訳明細書については年度ごとに分けたものを提出する。

- (1) 提出期限 令和6年10月8日（火）17時まで
- (2) 提出書類
 - ・企画提案書（任意様式）
 - ・見積書（任意様式・税込み）
 - ・内訳明細書（任意様式・税込み）
- (3) 提出方法 上記提出書類を電子メールで送付すること。
- (4) 宛先 国立市役所都市整備部 都市計画課 都市計画係
電子メール：sec_toshikei@city.kunitachi.lg.jp

10 選考方法

市職員で組織する「国立市都市計画マスタープラン改訂業務支援委託プロポーザル審査委員会（以下審査委員会という。）」において厳正な審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が多数の場合は、参加資格要件を確認するとともに、審査基準の業務経歴等評価（別表）により審査を行い、上位4者程度を選定する。

なお、一次審査項目の評点は、一次審査実施の有無にかかわらず、二次審査に加える。

(2) 二次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 日 時 令和6年10月15日（火）10時00分から

（事業者ごとの時間は別途通知します）

イ 場 所 国立市庁舎 3階 第一会議室

ウ 審査委員 9名（管理職）

エ 時 間 1者あたり プレゼンテーション25分 質疑応答15分

オ 内 容 事前に提出していただく企画提案書に基づいたプレゼンテーション

カ 留意事項

- ・当日の出席者数は3名以内。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は原則として、本業務の管理（主任）技術者又は主となり検討を進める担当技術者が行うこと。なお、複数人で分担しても差し支えない。
- ・資料は事前に提出する企画提案書を使用するため、当日の資料は不要。
- ・パソコンを使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市で用意するため、ノートパソコン等を当日持参すること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・提案説明及び質疑応答については音声を市で録音する。

(3) 審査基準・方法について

審査基準（別表）に基づき、一次審査（業務経歴評価）及び二次審査（提案内容評価、プレゼン評価）の合計点で評価を行い、審査委員の総合合計点が最も高かった者を契約候補者として特定する。この場合において、総合合計点が同じ者が2者以上ある場合には、二次審査の得点のみで合計点が高い者を契約候補者とし、それでもなお特定できない場合は、くじにより決定するものとする。

なお、合格最低点は、一次審査及び二次審査の合計点の6割(90点)とする。

(4) 審査結果について

① 一次審査結果

ア 通知方法等

電子メールにて結果を通知し、後日郵送にて通知文書を送付する。一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細について同時に連絡する。

イ 通知日時

令和6年9月19日(木) 発送予定

② 二次審査結果

ア 通知方法等

郵送にて通知文書を送付する。また、市ホームページにて公開する。

イ 通知日時

令和6年10月25日(金) 発送予定

1.1 契約の締結

前記「1.0 選考方法」により本委託業務の契約候補者として特定された事業者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は国立市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(1) 最終的な契約内容及び金額については、審査後、契約候補者として特定された事業者と国立市の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、確定するものとする。

※提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。

(2) 契約内容となる仕様については、前記「1.1 業務概要 (3)」の内容を選定業者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

1.2 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

- (4) 見積金額が委託上限額を上回る額であった場合。
- (5) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合。

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類の返却は行わない。
- (5) 企画提案書などは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 業務の実施に当たっては、業務の全部または一部を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、一部業務かつ主要な部分を除き、第三者に委託又は請け負わせる予定があるときには、「協力会社」として業務実施体制及び企画提案書等で記載をする。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間は、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

1 4 問合せ先

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

国立市都市整備部都市計画課都市計画係

担 当：佐久間、池端

電話番号：042-576-2111（内）361

F A X：042-576-0264

電子メール：sec_toshikei@city.kunitachi.lg.jp

以上

別表 審査基準

		評価項目	評価内容	点数	合計	
一次審査 (書類審査)	業務経歴等評価	会社の業務実績	過去5年以内において、地方公共団体が発注する都市計画マスタープラン策定（改訂を含む）業務又は類似業務の完了実績はあるか。 ※人口規模5万人以上20万人未満の地方公共団体の実績の場合、加算あり。	3	40	
		会社の体制	品質管理	ISO9001など、品質に関する認証を取得しているか。		2
			情報セキュリティ	ISO/IEC27001又はJISQ15001など、情報セキュリティに関する認証を取得しているか。		2
		管理技術者	資格要件	管理技術者の能力等は適切か。		3
			従事期間	まちづくり分野における業務経験をどのくらい有しているか。		3
			業務実績	過去5年以内に都市計画マスタープラン策定業務又は類似業務に従事した実績はあるか（履行中含む）。 ※人口規模5万人以上20万人未満の地方公共団体の実績の場合、加算あり。		3
			専任性	本業務に専任できる状況にあるか。		3
		主任技術者	資格要件	主任技術者の能力等は適切か。		3
			従事期間	まちづくり分野における業務経験をどのくらい有しているか。		3
			業務実績	過去5年以内に都市計画マスタープラン策定業務又は類似業務に従事した実績はあるか（履行中含む）。 ※人口規模5万人以上20万人未満の地方公共団体の実績の場合、加算あり。		3
			専任性	本業務に専任できる状況にあるか。		3
		照査技術者	資格要件	照査技術者の能力等は適切か。		3
			従事期間	まちづくり分野における業務経験をどのくらい有しているか。		3
			業務実績	過去5年以内に都市計画マスタープラン策定業務又は類似業務に従事した実績はあるか（履行中含む）。 ※人口規模5万人以上20万人未満の地方公共団体の実績の場合、加算あり。		3
二次審査 (ヒアリング)	提案内容評価	基本事項	国立市の都市計画及び周辺環境に関する理解	国立市の地域特性を把握しているか。	10	80
			国立市の都市計画上の課題や特色を明確に分析できているか。	10		
		提案事項	【提案事項1】 都市計画マスタープラン改訂のポイント	現行計画の課題を適切に整理し、その課題に対する解決策を提案されているか。	5	
				改訂される都市計画マスタープランの持つ役割が示され、その役割を達成するための構成が提案されているか。	5	
			【提案事項2】 市民意見を取り入れた計画手法の提案	幅広い意見を聴取し、その意見が的確に計画に反映できるような市民参加プログラムの案が提案されているか。	10	
		【提案事項3】 多様な市民に向けた周知方法等の手法の提案	本改訂業務に伴う市民参加プログラムを契機として、市民のまちづくりに対する興味関心を高める工夫があるか。	10		
			様々な市民が都市計画及びマスタープランに対して理解を深められるように、わかりやすい表現や視覚的なデザインを取り入れる工夫が提案されているか。	5		
		様々な市民が本マスタープランに興味を持ってもらうために、情報発信等の周知方法の工夫が提案されているか。	5			
		先進性	先進性のある提案となっているか。	5		
		独自提案	市が求めるテーマ以外の独自の提案がなされ、実情にあった提案となっている。	5		
		業務実施プロセス	個々の業務に関連性があり、着実かつ円滑に進行できる工程表となっているか。	5		
見積り価格	見積書の合計価格をもとに、下記の式により算出 価格評価点=5〔配点〕×（最低見積価格÷見積価格） ※小数点以下第二位を四捨五入する	5				
プレゼン	取り組み姿勢	積極的な姿勢や意欲、熱量を感じることができるか。	10	30		
	説明力	技術提案に関するプレゼンテーションが明瞭であり、理解しやすいものとなっているか。	10			
	質疑応答	質問に対し、適切な回答がなされたか。	10			

一次評価 = 40点（業務経歴評価）

二次評価 = 40点（一次評価） + 80点（提案内容評価） + 30点（プレゼンテーション） = 150点